

大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月17日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第3号

大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2勘定科目表、収益の表中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に改め、同表資産、流動資産の表中「現年度未収下水道受益者負担金」を「現年度未収下水道事業受益者負担金」に、「過年度未収下水道受益者負担金」を「過年度未収下水道事業受益者負担金」に、「未収金下水道受益者負担金貸倒引当金」を「未収金下水道事業受益者負担金貸倒引当金」に改め、同表負債、繰延収益の表中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に、「下水道受益者負担金収益化累計額」を「下水道事業受益者負担金収益化累計額」に改め、同表資本、剰余金の表中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和3年度以後の年度に係る下水道事業の経理について適用し、令和2年度以前の年度に係る下水道事業の経理については、なお従前の例による。